

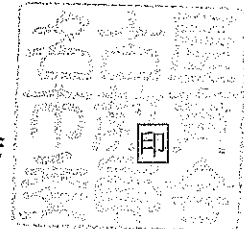
行政文書非公開決定通知書

2 教指第 231 号
令和 2 年 9 月 1 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和2年8月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市立小中学校の令和 2 年度夏休み開始日、終了日に関し、教育委員会内部の議論がわかるもの (令和 2 年 7 月 20 日以前分)
公開しない理由	請求にかかる文書は、作成または取得しておらず、文書不存在のため非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局指導部指導室 TEL 052-972-3236

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (教育委員会が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

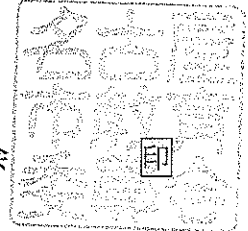
行政文書非公開決定通知書

2教指第232号
令和2年9月1日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和2年8月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市立小中学校の令和2年度夏休み終了日に関し、教育委員会内部の議論がわかるもの (令和2年7月21日以降分)
公開しない理由	請求にかかる文書は、作成または取得しておらず、文書不存在のため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局指導部指導室 TEL 052-972-3236

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

請求にかかる文書は、行政文書としては存在しませんが、議論の結果として令和2年5月18日に名古屋市立学校長宛てに「教育活動再開時の対応と授業時数確保のための措置について」を発出しておりますので、情報提供いたします。

また、教育委員会規則の改正に関する専決処分についても、教育委員会会議で報告し、承認しておりますので、併せて情報提供いたします。こちらの会議録については、現在作成中であり、作成次第、市公式Webサイトに公開されます。

事 務 連 絡

令和2年5月18日

名古屋市立学校長 様

名古屋市教育委員会

教育活動再開時の対応と授業時数確保のための措置について

6月1日（月）からの教育活動の再開については、令和2年5月15日付事務連絡「令和2年度の教育活動の再開について」によりお知らせしたところですが、このたび、教育活動再開時の学校の対応と授業時数確保のための措置について、別紙の通り通知いたします。

各学校におかれましては、本通知を踏まえて、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように工夫、配慮をしていただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により、通知の内容を変更する場合があります。

※ 別添資料

「保護者の皆様へ」

→ 本日15:00に、「なごやっ子あんしんメール」等で保護者にお伝えください。

(指導部指導室 972-3232 IP644-032)

教育活動再開時の対応と授業時数確保のための措置（小・中・特別支援学校）

I 教育活動再開時の対応

1 教育活動再開に係る日程

(1) 5月27日（水）まで

- 準備登校と教育活動の再開に向けて、校内の清掃と消毒を徹底して行う。（特別支援学校は29日（金）までに行う。）

(2) 5月28日（木）29日（金）＜準備登校日＞

- 再開準備のための登校日とする。※特別支援学校は実施しない。
- 児童生徒を分散して登校させる。学年・学級ごとや方面別に登校日を変えるなどの工夫をする。

例① 28日（木）に奇数学年が登校し、29日（金）に偶数学年が登校する。

例② 28日（木）に各学年の1、2組が登校し、29日（金）に各学年の3、4組が登校する。

例③ 方面別で、28日（木）と29日（金）に分けて登校する。

- 午前中3時間とし、新型コロナウイルス感染症に関する指導（詳細は項目5を参照）や保健指導、学級開きのための学級活動等を行う。

- 授業日とはしない。

(3) 6月1日（月）～6月3日（水）＜教育活動再開＞

- 午前中3時間授業とする。学級開きのための学級活動、身体測定、児童会・生徒会行事等を行う。

- 小学校・中学校・特別支援学校ともに給食・スクールランチは実施しない。

- 1日（月）以降は、授業日となる。なお、基礎疾患のある児童生徒、家族で重症化するリスクの高い方や高齢者と同居している児童生徒等が、感染への不安等の理由で欠席する場合については、出席停止扱いとする。（4日（木）以降も同様）その際の児童生徒への連絡や学習支援を丁寧に行う。

(4) 6月4日（木）以降

- 小学校1年生は週26時間、小学校2年生は週27時間、小学校3年生は週29時間、小学校4年生以上は、週30時間の授業を開始する。特別支援学校は、小・中学校に準ずる。

- 小学校と鳴海中学校、特別支援学校は、4日（木）から給食を開始する。

- 中学校（鳴海中学校以外）は、9日（火）からスクールランチを開始する。4日（木）、5日（金）、8日（月）は昼食を持参させる。

- 部活動は、8日（月）から開始することができる。活動日は、当面授業日のみで1時間程度とする。

2 安全な学校生活のために

(1) 授業中の換気

換気扇を稼働させるとともに、外窓と廊下側の窓、出入り口を全開にして換気に努める。空調使用時においても、換気扇のある教室は稼働させるとともに、外窓と廊下側の窓を10cm程度開けて換気に努める。また、扇風機を併用する。

(2) 休み時間中の換気

空調使用時にも、外窓と廊下側の窓、出入り口を全開にして換気する。

(3) 教室等の消毒

次亜塩素酸ナトリウム水溶液等を使用し、児童生徒の下校後などに、1日1回以上は換気を行いながら行う。特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所を消毒する。

手すり、スイッチ、ドアノブ・引き戸の取っ手及び周辺、水道蛇口栓、机、共用PCのキーボードやマウス、共用の教材・器具、スポーツ用品、掃除道具、トイレ便器のふた、水洗流水レバー等

※ トイレについては、床面や便器周りも消毒する。

(4) マスクの着用

- 児童生徒には、マスクを着用して学校生活を送るよう保護者に協力を依頼する。教職員も校内では必ずマスクを着用する。

(5) 日常の健康管理

- 登校したら、まず手洗いをしてから入室する指導を徹底する。
※外からウイルスを持ち込まないようにするため(市医療関係者からの助言による)
- 別途通知の「健康観察カード」を活用して、家庭と連携した毎朝の検温や風邪症状の確認を行う。
- 家庭で検温できなかった児童生徒については、登校後、保健室等で検温を行う。

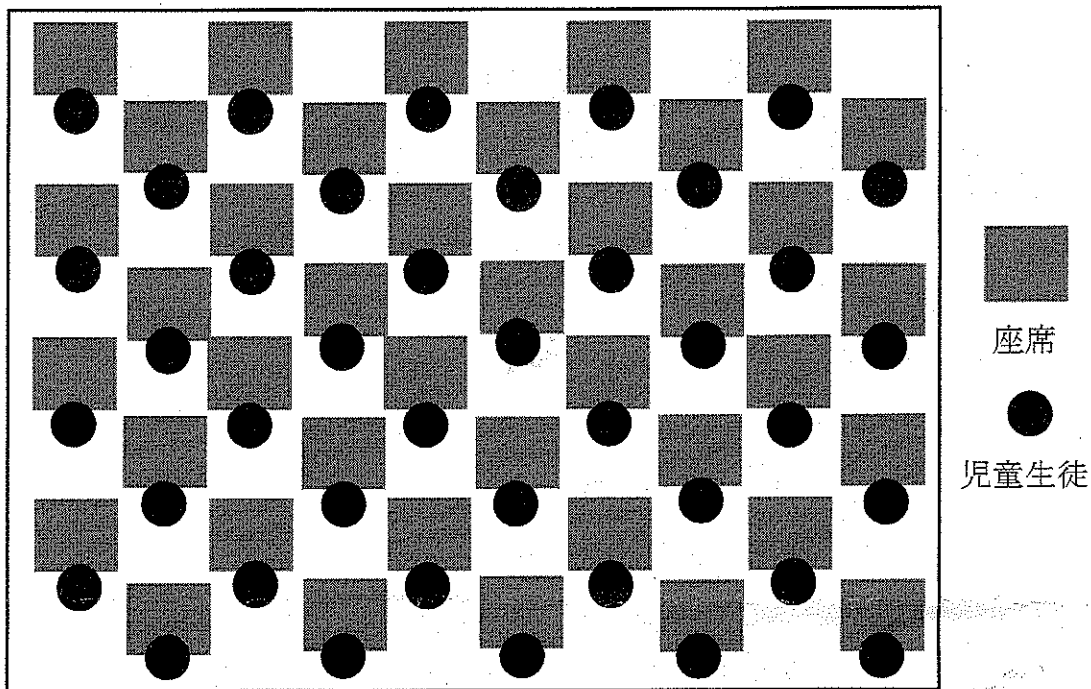
(6) 教室における身体的距離の確保

- 教室で授業等を行う場合には、以下の例①や例②を参考にして、児童生徒間の身体的距離を確保できるようにする。

例① 授業に参加する児童生徒数が1学級で35人を越える場合は、学級を2つのグループに分ける。使用していない教室を活用し、複数の教員が入れ替わるなどして、授業を行う。

例② 教室で児童生徒が座席に座って授業を行う場合、下図のように座席配置を工夫し、児童生徒間の距離を確保し、児童生徒同士が対面とならない形で教育活動を行うことができるようにする。

【例②の座席配置のイメージ図】



※小学校普通教室の場合、教師用机、教卓等を除けば、横5脚、縦8脚を配置して、児童間に約1mの距離を確保することができる。

※児童数が35人であれば、1列減らして教室前側に教卓等を置くことができる。

- 授業中は、教師と児童生徒との間の距離も確保するように努める。机間指導を行う場合は、一人あたりの指導を短時間にするなどの配慮を行う。

(7) 来校者の制限について

- 当分の間、保護者も含め児童生徒や教職員以外の者を極力、来校させないこととする。保護者等を学校に招く授業参観等の活動は行わないようにする。
- 玄関・廊下等に入構窓口を設置するなど、来校者への対応の仕方を工夫する。

(8) その他

上記以外、学校の衛生管理に係る事項については、必要に応じて学校医、学校薬剤師と相談して対応する。

3 学校における新型コロナウイルス感染症への対応方針(令和2年5月18日改訂)

※この内容は別途通知する。

1 趣旨

名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校(園)の対応に関する方針を定める。

2 本方針の対象

本市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校

3 対応方針

(1) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業

① 以下の場合においては、原則として当該学校(園)の全部又は一部を臨時休業とする。

ア 幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員等(トワイライトスクール・ルーム職員を含む)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

② 幼児児童生徒又は教職員等の陽性が確認された日の翌日から、原則として3日間当該学校(園)の全部を臨時休業とし、その間に施設内の消毒を行う。

その後の臨時休業の規模(全部又は一部)及び期間については、学校(園)内の活動態様や濃厚接触者の多寡、地域における感染拡大の状況等を総合的に考慮し、保健所と相談の上で決定する。

③ 臨時休業の期間中に、他の幼児児童生徒又は教職員等に陽性が確認された場合においても、感染拡大の状況等を総合的に考慮し、保健所と相談の上で、臨時休業規模及び期間の拡大を検討する。

④ 臨時休業とした期間を授業日数には含めない。

【参考】学校保健安全法(抄)

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(2) 関係者等への連絡

各学校(園)は、臨時休業が決定した場合、速やかに保護者等に報告、連絡するとともに、家庭学習のあり方など臨時休業中の過ごし方について通知する。

(3) 消毒・清掃

臨時休業中、保健所と相談の上、学校施設の消毒・清掃の必要な措置を行うものとする。

(4) その他

トワイライトスクール・ルームの事業についても同様とする。

4 各教科等の教育活動や学校行事の取り扱い

文部科学省から令和2年5月1日付発出の「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)」や、同じく令和2年5月13日付発出の「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」等を踏まえて、各教科等の教育活動や学校行事についての取り扱いや留意事項を以下のようにする。

(1) 各教科等の教育活動

- ① 児童生徒が密集して長時間活動するグループ活動や密接しての話し合いは当分の間行わない。
- ② 教材・教具、器具などを共用する場合、教材・教具・器具を使用前後に消毒したり、児童生徒の活動前後の手洗いを徹底したりする。
- ③ 特に配慮が必要な教科については、以下の点に留意する。

<音楽科>

- 「歌唱や合唱、発声を伴う音楽づくり・創作の活動」「鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの演奏活動」については、教育課程上の配列を入れ替えて、後に行うようにする。マスクの着用や、声の大きさ、児童生徒同士の間隔などに配慮して行う。指導する際は拭き取り用のタオルなどを持参させるとよい。
小学校低学年では、鍵盤ハーモニカの代わりになる楽器として、卓上木琴などを活用する。
- 歌唱指導においては、範唱 CD を聴いて曲想を捉え、どのように歌うとよいか考える場面を設ける。また、範唱 CD を聴いて心の中で歌わせたり、ハミングさせたりする活動を取り入れる。
- 体を動かす活動では、着席して上半身だけで表現する方法もある。その際、児童生徒同士の間隔に配慮することや、息が上がらないような配慮をする。(この機会に鑑賞の学習や表現領域における音楽づくり・創作の学習を充実させる)

<体育科・保健体育科>

- 更衣は、会話をさせず、短時間で行わせる。
- 集合・整列させる際には、短時間で1～2mの間隔を空けて行わせる。
- 運動不足となっている児童生徒もいると考えられるので、準備・整理運動は、十分に行う。
- 体づくり運動、なわとび、陸上運動・競技等の個人種目を先に行い、集団種目を後に行うなど、教育課程上の配列を入れ替える。
- バasketボールなどの接触が想定される種目については、ボール操作などの個人練習を先に行い、集団でのゲーム等を時期をずらして行う指導計画も考えられる。
- マット、跳び箱などの器具を共用する場合は、使用前後に消毒したり、児童生徒の活動前後の手洗いを徹底したりする。
- 水泳指導については、プール施設内での密集・密接が避けられないことから、令和2年度は実技指導を行わない。

<家庭科>

- 調理実習は、教育課程上の配列を入れ替えて行う。

(2) 学習プリントの作成について

6月1日以降も、各学校で学習プリントを作成して授業で活用し、学習内容の定着を図る。登校しない児童生徒にも、同じ学習プリントを配付し、家庭での学習を支援する。

(3) 学校行事について

- ① 運動会・体育大会、文化祭、合唱コンクール等の行事
実施する場合は、実施時期や密集・密接にならないための参加人数、実施方法等を工夫し、最大限の感染防止対策を講じた上で細心の注意を払う。
- ② 修学旅行
実施する場合は、実施時期、移動方法、方面、活動内容等を工夫し、最大限の感染防止対策を講じた上で細心の注意を払う。
- ③ 中津川・稲武野外学習
令和2年度は中止とする。
- ④ 名古屋港スタディツアー、こころの劇場、なごやっ子スクールコンサート
令和2年度は中止とする。

(4) 身体測定や定期健康診断について

① 身体測定について

教育活動の再開後、できるだけ早い時期に、身体測定を実施し、急激な体重の増減、不自然なけがなどの発見に努める。急激な体重の増減や不自然なけがを発見した場合には、児童生徒の生活状況等を十分に確認し適切に対応をする。

② 定期健康診断の実施について

学校医・学校歯科医等と十分協議して、実施時期や方法を考える。協議の結果、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施する。

実施の場合は、以下のように会場や実施方法を工夫する。

<実施する場合の留意事項>

ア 部屋の換気に努める。

イ 部屋に一度に多くの人数を入れない。

ウ 検診をスムーズに行うために、保健調査や用具の消毒・準備を確実に行う。手指用の消毒液を準備する。

エ 健康診断開始までに体調不良を認める児童生徒がいた場合は、後日実施する。

5 「新型コロナウイルス感染症に関する指導」の実施（※必ず実施）

5月28日（木）29日（金）の分散での準備登校時に、新型コロナウイルス感染症に関する指導を実施する。以下の指導内容を踏まえ、別途発出の教育委員会作成の指導資料を活用し、発達段階に応じた指導を行う。特別支援学校は、6月1日（月）～3日（水）の間に実施する。

- 新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けることができるようにする。
- 児童生徒が感染リスクを自ら判断して、「うつらない・うつさない」ための行動をとることができるようにする。
- 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為を行わないようにするための態度を身に付けることができるようにする。

6 再開後の児童生徒の心のケアについて

教育活動の再開前に、別途発出の教育委員会作成の教職員向け資料「教育活動再開に向けて～臨時休業明けの子ども心～」を参照するなど、再開後の児童生徒の状況を想定し、再開後の心構えを確認する。

教育活動の再開後は、自分や家族も感染するのではないかと不安を抱くなど、依然として心理的なストレスを抱える児童生徒も存在する可能性を踏まえ、すべての児童生徒本人と話をし、心の状態や学習状況などを確認する（登校していない児童生徒に対しては家庭訪問や電話連絡などで実施する）。

これまで登校日等に取り組みさせてきた「心とからだのチェックリスト」を再度、5月29日（金）までに1回は実施するとともに、再開後も少なくとも月に1回は実施し、心身の変化について長期的・継続的に見守る。その実施の仕方や実施後の対応等については、子ども応援委員会職員やスクールカウンセラー等と相談し、適切に対応する。

※特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて対応する。

II 授業時数確保のための措置について

1 趣旨

授業時数を確保するために、長期休業期間の短縮などの措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 平常時の授業時間の設定について

小学校1年生は週26時間、小学校2年生は週27時間、小学校3年生は週29時間、小学校4年生以上は週30時間の授業を実施する。

※特別支援学校は小・中学校に準ずる。

(2) 夏季休業日の短縮について（予定）

① 夏季休業日を7月21日（火）から8月16日（日）までとする予定。

② 授業日となる予定の8月17日（月）から8月31日（月）までの日課について

○ 中学校3年生は6時間授業を行う。ただし、スクールランチのない8月17日（月）と18日（火）は、3時間授業とする。（鳴海中学校は17日（月）のみ3時間授業）

○ 小学校と中学校1、2年生、特別支援学校は4時間授業で、昼食後に下校する。（ただし、小学校と特別支援学校は17日（月）、中学校1、2年生は17日（月）、18日（火）については昼食なしで3時間授業後に下校）

③ ②の期間中の授業実施における留意事項

○ 体育、保健体育の授業については、酷暑が想定されることから、実技指導は行わない。

○ 中学生は、制服を着用せず、体操服やTシャツ、ハーフパンツでの登校や授業への参加を認める。（期間を定めない）

○ 授業中に随時、水分補給ができるように配慮する。

④ 給食等の実施について

○ 小学校、鳴海中学校、特別支援学校は、8月18日（火）より給食を開始する予定。

○ 中学校（鳴海中学校以外）は、8月19日（水）よりスクールランチを開始する予定。

(3) 冬季休業日の短縮について（予定）

① 冬季休業日を12月26日（土）から1月4日（月）までとする予定。

② 12月24日（木）、25日（金）、1月5日（火）、6日（水）は、授業日とし午前中3時間授業とする。

③ 昼食について

12月23日（水）から1月7日（木）までの期間については、給食、スクールランチを実施しない予定。

(4) 終業式・始業式について

○ 1学期終業式： 8月31日（月）給食・スクールランチあり

○ 2学期始業式： 9月1日（火）給食・スクールランチあり

○ 2学期終業式： 12月25日（金）給食・スクールランチなし

○ 3学期始業式： 1月5日（火）給食・スクールランチなし

○ 修了式： 3月24日（水）給食・スクールランチなし

(5) 通知表の渡し方の例

8月31日（月）に1学期分、12月25日（金）に2学期分、3月24日（水）に3学期分を渡す。

III その他

1 在宅勤務の解除については、教職員課より別途通知する。

2 学校施設等の工事については、今年度、リニューアル改修、塀改修などの各種工事を実施する予定。夏季休業日の短縮に伴い、工程等に影響が生じる場合は、学校整備課より個別に相談がある。

3 心臓検診、体力・運動能力調査については、学校保健課より別途通知する。

4 学校再開から2学期当初までの授業・昼食について

日(曜)	小学校・特別支援学校	中学校
6/1(月)～ 3(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・給食なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・スクールランチなし
6/4(木)～ 8(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・給食あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・昼食持参
6/9(火)～ 7/17(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・スクールランチあり
7/20(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・給食なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・スクールランチなし
7/21(火)～ 8/16(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日 	
8/17(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・給食なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間授業 ・スクールランチなし
8/18(火)		
8/19(水)～ 28(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・4時間授業 ・給食あり
8/31(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期終業式 ・4時間授業 ・給食あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期終業式 ・1年生・2年生：4時間授業 ・3年生：通常授業 ・全学年スクールランチあり
9/1(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期始業式 ・通常授業 ・給食あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期始業式 ・通常授業 ・スクールランチあり
9/2(水)～	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・給食あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・スクールランチあり

(この文章を「なごやっ子あんしんメール」で保護者に伝えてください。)

保護者の皆様へ

教育委員会より、次のように連絡がありました。

名古屋市においては、学習の遅れを補うために次のような対応をする予定です。

- ・夏休みを短縮し、7月21日(火)から8月16日(日)までとします。
 - ・冬休みを短縮し、12月26日(土)から1月4日(月)までとします。
 - ・平常時の1週間の授業時間数を1時間増やします。
- ※ 現在の予定ですので、変更があればお知らせします。

なお、本校においては、6月1日(月)からの教育活動の再開にあたり、次のような対応をします。

- ・手洗いや咳エチケットを徹底します。
- ・教室の扉と窓を開け、常時換気を行います。
- ・教職員はマスクを着用します。
- ・近距離での会話や発声、身体接触を避けるような指導を工夫します。
- ・児童生徒の身体的距離を確保できるような授業環境づくりを工夫します。
- ・多くの児童生徒が触れたものをこまめに消毒します。

また、保護者の皆様へのお願いです。

○お子様の登校に際し、次のことをお願いします。

- ・毎朝のお子様の検温
- ・健康観察
- ・出発前の手洗い
- ・ハンカチ、ティッシュの持参
- ・マスクの着用

○お子様に次のような症状が見られた場合は登校させず、ご自宅で休養させてください。欠席にはなりません。

- ・発熱や咳などの風邪の症状がある。
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

○基礎疾患のあるお子様で、感染が不安であるなどの理由で欠席するときも、学校にお申し出ください。欠席にはなりません。

○ご家族で重症化するリスクの高い方や、高齢者の方と同居しているお子様で、お子様を通しての感染が不安であるなどの理由で欠席するときも、学校にお申し出ください。欠席にはなりません。

※ 詳しい日課や行事予定などについては後日お知らせします。

令和2年度名古屋市教育委員会承認第3号

教育委員会規則の改正に関する専決処分について

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）第1条第3項の規定により、名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部改正について、令和2年5月19日専決処分により決定しました。

上記のことについて教育長等専決規則第1条第3項ただし書の規定により、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

令和2年5月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

1 改正理由・内容

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市立学校の臨時休業に伴い、減少した授業日を確保するため、以下のとおり、令和2年度における夏季休業日及び冬季休業日の期間を短縮する特例を設けました。

	現 行	改正案
夏季休業日	7月21日～ 8月31日	7月21日～ 8月 <u>16</u> 日
冬季休業日	12月24日～翌年1月6日	12月 <u>26</u> 日～翌年1月 <u>4</u> 日

2 施行期日

令和2年5月19日

3 規則・新旧対照

別紙のとおり

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年5月19日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則
に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例)

- 2 令和2年度における休業日に関する第4条の規定の適用については、同条
第4号中「8月31日」とあるのは「8月16日」と、同条第5号中「12月24
日」とあるのは「12月26日」と、「翌年1月6日」とあるのは「翌年1月4
日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p><u>（令和2年度における休業日の特例）</u> 2 <u>令和2年度における休業日に関する第4条の規定の適用については、同条第4号中「8月31日」とあるのは「8月16日」と、同条第5号中「12月24日」とあるのは「12月26日」と、「翌年1月6日」とあるのは「翌年1月4日」とする。</u></p>	<p>附 則 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>